

沿岸広域振興局長告示第21号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第1項第4号の規定により、道路を次のとおり指定した。

平成27年2月20日

沿岸広域振興局長 佐々木 和 延

| 位 置 | 延長（メートル） | 幅員（メートル） | 指定年月日 |
|------------|----------|----------|-----------|
| 区画道路 1-1号線 | 208.00 | 6.00 | 平成27年2月3日 |
| 細浦・柳沢線 | 573.00 | 14.00 | ” |

備考 関係図書は、沿岸広域振興局土木部宮古土木センター及び山田町役場に備えておいて縦覧に供する。